経 済 産 業 省

２０２２０９２８貿局第１号
輸出注意事項２０２２第２３号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１１号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和４年９月３０日

経済産業省貿易経済協力局長　木村　聡

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１１号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附　則

この規程は令和４年１０月７日から施行する。

（別紙１）

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１１号）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>２－１－１　輸出令別表第２に掲げられている貨物に関する輸出の承認
（１）～（５）　（略）
（６）輸出令別表第２の３第一号の二の解釈
輸出令別表第２の３第一号の二の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。
なお、輸出令別表第２の３第一号の二中、次の表の「輸出令別表第２の３第一号の二」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第２の３第一号の二（これに基づく別表第２の３貨物省令を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第２の３中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとするほか、１－１（７）（イ）の解釈を準用する。
<table>
<tr><th>輸出令別表第２の３第一号の二</th><th>輸出令別表第２の３中解釈を要する語</th><th>解　　釈</th></tr>
<tr><td>イ</td><td>混合物</td><td>化粧品、シャンプー、調製界面活性剤、インキ、ペイント、接着剤、調製不凍液又は調製潤滑剤等であって、個人的使用のため小売用の包装（瓶、缶、チューブ等に詰められたもの）にしたものを除く。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ロ</td><td>製造に用いられる装置</td><td>製造に用いることができる装置をいう。</td></tr>
<tr><td>別表第２の３貨物省令第二条第一号中の反応器</td><td>内容物が漏れない構造であるものをいい、次のいずれかに該当するものを含む。
イ　バッチ式反応器
ロ　フロー式反応器
ハ　半回分式反応器</td></tr>
<tr><td>別表第２の３</td><td>密閉状態で貯蔵できるものをいう。</td></tr>
</table></td><td>２－１－１　輸出令別表第２に掲げられている貨物に関する輸出の承認
（１）～（５）　（略）
（新設）

（新設）</td></tr>
</table>

	貨物省令第二条第二号中の貯蔵容器		次のいずれかに該当するものを除く。 イ　他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであって、輸入した後返送のため輸出するもの（無償のものに限る。） ロ　他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、輸出した後輸入すべきもの（無償のものに限る。）
	別表第２の３貨物省令第二条第六号中の呼び径	内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径をいう。	
	別表第２の３貨物省令第二条第七号中のシールレスポンプ	内容物が漏れない構造であるものをいう。	
	別表第２の３貨物省令第二条第八号中の最高規定吐出し量が１時間につき１立方メートルを超えるもの	温度が摂氏０度かつ圧力が１０１．３０キロパスカルの状態における最高規定吐出し量で、１時間につき１立方メートルを超えるものをいう。	
	別表第２の３貨物省令第二条第八号中のケーシング	弁箱（別名ボディともいう。）をいう。	

	別表第２の３貨物省令第二条第八号中のケーシングライナー	ケーシングと共に弁の部分品として用いられ、ケーシングを内容物と接触させないためのものをいう。	
	別表第２の３貨物省令第二条第八号中の内容物	当該装置で制御又は誘導する化学物質（混合物を含む。）をいう。	
	別表第２の３貨物省令第二条第八号中の内容物と接触するすべての部分	内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）以外で内容物と接触する全ての部分をいう。	
	別表第２の３貨物省令第二条第八号中のふっ素重合体	ふっ素の含有量が全重量の３５パーセントを超えるふっ素重合体（ゴム状のものを含む。）をいう。	
	別表第２の３貨物省令第二条第八号中のカーボングラファイト	非結晶質炭素と黒鉛から構成されたものであって、黒鉛を重量濃度８パーセント以上含有したものをいう。	
	別表第２の３貨物省令第二条第八号中タンタル合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニオブ合金	重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。	
	別表第２の３貨物省令第二		他の用途に用いることができるものを除く。

	条第十号中の部分品及び附属装置		
ハ	製造に用いられる装置	製造に用いることができる装置をいう。	
	物理的封じ込めに用いられる装置	物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。	
	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。	
	別表第２の３貨物省令第三条第二号中発酵槽	バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。	
	別表第２の３貨物省令第三条第二号及び第三号中生物系材料	ウイルス、細菌、毒素、毒素のサブユニット、細菌又は菌類、病原性を発現させるもの又は遺伝子をいう。	
	別表第２の３貨物省令第三条第三号中遠心分離機	デカンターを含む。	

（７）　輸出令別表第２の３第二号の解釈

輸出令別表第２の３第二号の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

（略）

輸出令別表第２の３第二号	輸出令別表第２の３中解釈を要する語	解　　釈	
（略）	（略）	（略）	
ハ	別表第２の３		（略）

（６）　輸出令別表第２の３第二号の解釈

輸出令別表第２の３第二号の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

（略）

輸出令別表第２の３第二号	輸出令別表第２の３中解釈を要する語	解　　釈	
（略）	（略）	（略）	
ハ	別表第２の３		（略）

	貨物省令第６条第三号中の部分品		
ニ	別表第２の３貨物省令第７条第二号中の装置	（略）	
	（略）	（略）	（略）
	別表第２の３貨物省令第７条第二号イ（十）中の電子ビーム装置		（略）
	（略）	（略）	（略）
	別表第２の３貨物省令第７条第二号ロ（四）１及び２中の装置		（略）
	別表第２の３貨物省令第７条第二号ロ（五）中の検査装置		（略）
	別表第２の３貨物省令第７条第二号ロ（六）中の露光装置		（略）
	別表第２の３貨物省令第７条第二号ロ（七）中の装置	電子ビーム、イオンビーム又はＸ線装置であって直接描画方式のものは、別表第２の３貨物省令第７条第二号イ（十）をいう。	
	別表第２の３貨物省令第７		（略）

	貨物省令第３条第三号中の部分品		
ニ	別表第２の３貨物省令第４条第二号中の装置	（略）	
	（略）	（略）	（略）
	別表第２の３貨物省令第４条第二号イ（十）中の電子ビーム装置		（略）
	（略）	（略）	（略）
	別表第２の３貨物省令第４条第二号ロ（四）１及び２中の装置		（略）
	別表第２の３貨物省令第４条第二号ロ（五）中の検査装置		（略）
	別表第２の３貨物省令第４条第二号ロ（六）中の露光装置		（略）
	別表第２の３貨物省令第４条第二号ロ（七）中の装置	電子ビーム、イオンビーム又はＸ線装置であって直接描画方式のものは、別表第２の３貨物省令第４条第二号イ（十）をいう。	
	別表第２の３貨物省令第４		（略）

	条第二号ハ中の集積回路の組立用の装置		
ホ	別表第２の３貨物省令第８条第二号中の試験装置及び検査装置	（略）	
	別表第２の３貨物省令第８条第二号イ中の検査装置		（略）
	別表第２の３貨物省令第８条第二号ニ（一）中の半導体素子	（略）	
	別表第２の３貨物省令第８条第二号ニ（二）中の試験対象		次のいずれかに該当するものの試験を行うために特別に設計したものを除く。 イ・ロ　（略） ハ　貨物等省令第六条第一号から第八号の四まで又は別表第２の３貨物省令第４条イに該当しない電子機器の部品、部分品、組立品及び集積回路（当該試験装置が使用者によるプログラムの書換えが可能な計算装置を組込んでいないものに限る。）。
	別表第２の３貨物省令第８条第二号ニ（二）１及び	（略）	

	条第二号ハ中の集積回路の組立用の装置		
ホ	別表第２の３貨物省令第５条第二号中の試験装置及び検査装置	（略）	
	別表第２の３貨物省令第５条第二号イ中の検査装置		（略）
	別表第２の３貨物省令第５条第二号ニ（一）中の半導体素子	（略）	
	別表第２の３貨物省令第５条第二号ニ（二）中の試験対象		次のいずれかに該当するものの試験を行うために特別に設計したものを除く。 イ・ロ　（略） ハ　貨物等省令第六条第一号から第八号の四まで又は別表第２の３貨物省令第１条イに該当しない電子機器の部品、部分品、組立品及び集積回路（当該試験装置が使用者によるプログラムの書換えが可能な計算装置を組込んでいないものに限る。）。
	別表第２の３貨物省令第５条第二号ニ（二）１及び	（略）	

	２中のパターンレート		
	別表第２の３貨物省令第８条第二号ホ中のレーザーシステム及び電子ビーム試験装置		（略）
ト	別表第２の３貨物省令第１０条中の電子計算機及びその附属装置	（略）	
	別表第２の３貨物省令第１０条第一号中の附属装置並びにこれらの部分品		（略）
	別表第２の３貨物省令第１０条第三号中の電子計算機	電子組立品及びプログラム可能な内部接続であって、加重最高性能（APP）が別表第２の３貨物省令第１０条第二号に該当しないもののうち、装置に組み込まれていない電子組立品として出荷されるものに限る。	
			イ　電子組立品であって、その設計内容により別表第２の３貨物省令第１０条第七号に該当する部品として使用するように設計したものを除く。 ロ　デジタル電子計算機又はそれに関連する計算機の最大性能が別表第２の３貨物省令第１０条第二号を超えないように設

	２中のパターンレート		
	別表第２の３貨物省令第５条第二号ホ中のレーザーシステム及び電子ビーム試験装置		（略）
ト	別表第２の３貨物省令第７条中の電子計算機及びその附属装置	（略）	
	別表第２の３貨物省令第７条第一号中の附属装置並びにこれらの部分品		（略）
	別表第２の３貨物省令第７条第三号中の電子計算機	電子組立品及びプログラム可能な内部接続であって、加重最高性能（APP）が別表第２の３貨物省令第７条第二号に該当しないもののうち、装置に組み込まれていない電子組立品として出荷されるものに限る。	
			イ　電子組立品であって、その設計内容により別表第２の３貨物省令第７条第七号に該当する部品として使用するように設計したものを除く。 ロ　デジタル電子計算機又はそれに関連する計算機の最大性能が別表第２の３貨物省令第７条第二号を超えないように設計

			計又は改修したものを除く。
	別表第２の３貨物省令第１０条第六号中の附属装置		（略）
	別表第２の３貨物省令第１０条第七号中の部分品		（略）
チ	別表第２の３貨物省令第１１条第二号中の伝送通信装置	（略）	
	別表第２の３貨物省令第１１条第二号中の部分品及び附属品		（略）
	別表第２の３貨物省令第１１条第二号イに掲げる貨物		（略）
	別表第２の３貨物省令第１１条第二号ニ中の装置	（略）	
	別表第２の３貨物省令第１１条第二号ホ（二）中のアナログ伝送方式を用いたものであって、帯域幅が四五		（略）

			又は改修したものを除く。
	別表第２の３貨物省令第７条第六号中の附属装置		（略）
	別表第２の３貨物省令第７条第七号中の部分品		（略）
チ	別表第２の３貨物省令第８条第二号中の伝送通信装置	（略）	
	別表第２の３貨物省令第８条第二号中の部分品及び附属品		（略）
	別表第２の３貨物省令第８条第二号イに掲げる貨物		（略）
	別表第２の３貨物省令第８条第二号ニ中の装置	（略）	
	別表第２の３貨物省令第８条第二号ホ（二）中のアナログ伝送方式を用いたものであって、帯域幅が四五		（略）

	メガヘルツを超えるもの		
	別表第２の３貨物省令第１１条第二号ヘ（一）及び（二）中の無線送信機又は無線受信機		（略）
	別表第２の３貨物省令第１１条第二号ヘ（三）～（六）中の線送信機又は無線受信機		（略）
	（略）	（略）	
	別表第２の３貨物省令第１１条第三号中の部分品及び附属品		（略）
	別表第２の３貨物省令第１１条第三号八中の多重レベルの優先権及びプリエンプション		（略）
	別表第２の３貨物省令第１１条第三号チ中のパケット交換機又はルーター		（略）
	別表第２の３		別表第２の３貨物省令第

	メガヘルツを超えるもの		
	別表第２の３貨物省令第８条第二号ヘ（一）及び（二）中の無線送信機又は無線受信機		（略）
	別表第２の３貨物省令第８条第二号ヘ（三）～（六）中の線送信機又は無線受信機		（略）
	（略）	（略）	
	別表第２の３貨物省令第８条第三号中の部分品及び附属品		（略）
	別表第２の３貨物省令第８条第三号八中の多重レベルの優先権及びプリエンプション		（略）
	別表第２の３貨物省令第８条第三号チ中のパケット交換機又はルーター		（略）
	別表第２の３		別表第２の３貨物省令第

	貨物省令第１１条第三号チ（一）中の通信制御装置		１１条第二号イで個々に規制されない通信チャネルのみから構成される多重化複合リンクを除く。
	別表第２の３貨物省令第１１条第五号中のトラフィック制御	(略)	
	別表第２の３貨物省令第１１条第六号中のフェーズドアレーアンテナ		(略)
	別表第２の３貨物省令第１１条第七号中の部分品及び附属品		(略)
	別表第２の３貨物省令第１１条第八号中の部分品		(略)
ル	別表第２の３貨物省令第１４条中の暗号装置	(略)	
			(略)
ヲ	別表第２の３貨物省令第１５条中の部分品		(略)
ワ	別表第２の３貨物省令第１６条第一号中の部分品		(略)

	貨物省令第８条第三号チ（一）中の通信制御装置		８条第二号イで個々に規制されない通信チャネルのみから構成される多重化複合リンクを除く。
	別表第２の３貨物省令第８条第五号中のトラフィック制御	(略)	
	別表第２の３貨物省令第８条第六号中のフェーズドアレーアンテナ		(略)
	別表第２の３貨物省令第８条第七号中の部分品及び附属品		(略)
	別表第２の３貨物省令第８条第八号中の部分品		(略)
ル	別表第２の３貨物省令第１１条中の暗号装置	(略)	
			(略)
ヲ	別表第２の３貨物省令第１２条中の部分品		(略)
ワ	別表第２の３貨物省令第１３条第一号中の部分品		(略)

ヨ	別表第２の３貨物省令第１８条中の光学フィルター		（略）
タ	別表第２の３貨物省令第１９条第五号ロ（二）中の持続波レーザー発信器		（略）
レ	別表第２の３貨物省令第２０条第一号中の感度	（略）	
	別表第２の３貨物省令第２０条第二号中の部分品		（略）
ツ	別表第２の３貨物省令第２２条第一号中の部分品		（略）
ナ	別表第２の３貨物省令第２４条中の部分品及び附属品		（略）
ム	別表第２の３貨物省令第２６条第一号ふっ化物	（略）	
	別表第２の３貨物省令第２６条第一号イ中のふっ化化合物	（略）	
ウ	別表第２の３		（略）

ヨ	別表第２の３貨物省令第１５条中の光学フィルター		（略）
タ	別表第２の３貨物省令第１６条第五号ロ（二）中の持続波レーザー発信器		（略）
レ	別表第２の３貨物省令第１７条第一号中の感度	（略）	
	別表第２の３貨物省令第１７条第二号中の部分品		（略）
ツ	別表第２の３貨物省令第１９条第一号中の部分品		（略）
ナ	別表第２の３貨物省令第２１条中の部分品及び附属品		（略）
ム	別表第２の３貨物省令第２３条第一号ふっ化物	（略）	
	別表第２の３貨物省令第２３条第一号イ中のふっ化化合物	（略）	
ウ	別表第２の３		（略）

	貨物省令第２７条中の部分品		
ノ	別表第２の３貨物省令第２９条第一号中の空気中で計測された解像度	(略)	
	別表第２の３貨物省令第２９条第六号中の部分品		(略)
	別表第２の３貨物省令第２９条第七号中の部分品		(略)
	別表第２の３貨物省令第２９条第一三号中の部分品及び附属品		(略)
オ	別表第２の３貨物省令第３０条第二号中の部分品及び附属品		(略)
	別表第２の３貨物省令第３０条第三号中の部分品		(略)
ク	別表第２の３貨物省令第３１条第三号の航空機用のガスタービンエ		(略)

	貨物省令第２４条中の部分品		
ノ	別表第２の３貨物省令第２６条第一号中の空気中で計測された解像度	(略)	
	別表第２の３貨物省令第２６条第六号中の部分品		(略)
	別表第２の３貨物省令第２６条第七号中の部分品		(略)
	別表第２の３貨物省令第２６条第一三号中の部分品及び附属品		(略)
オ	別表第２の３貨物省令第２７条第二号中の部分品及び附属品		(略)
	別表第２の３貨物省令第２７条第三号中の部分品		(略)
ク	別表第２の３貨物省令第２８条第三号の航空機用のガスタービンエ		(略)

	ンジン及びその部分品		
	別表第２の３貨物省令第３１条第三号中の部分品		(略)
	別表第２の３貨物省令第３１条第四号の航空機の部分品	(略)	(略)
	別表第２の３貨物省令第３１条第五号中の部分品		(略)
ヤ	別表第２の３貨物省令第３２条の落下傘		(略)
	別表第２の３貨物省令第３２条中の部分品及び附属装置		(略)
マ	別表第２の３貨物省令第３３条中の部分品		(略)
コ	(略)	(略)	
	別表第２の３貨物省令第３６条第一号中の部分品		(略)
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
メ	(略)	(略)	
	別表第２の３		(略)

	ンジン及びその部分品		
	別表第２の３貨物省令第２８条第三号中の部分品		(略)
	別表第２の３貨物省令第２８条第四号の航空機の部分品	(略)	(略)
	別表第２の３貨物省令第２８条第五号中の部分品		(略)
ヤ	別表第２の３貨物省令第２９条の落下傘		(略)
	別表第２の３貨物省令第２９条中の部分品及び附属装置		(略)
マ	別表第２の３貨物省令第３０条中の部分品		(略)
コ	(略)	(略)	
	別表第２の３貨物省令第３３条第一号中の部分品		(略)
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
メ	(略)	(略)	
	別表第２の３		(略)

	貨物省令第４３条第二号中の部分品		
エ	(略)	(略)	
	別表第２の３貨物省令第４６条第二号中の工作機械	(略)	
	(略)	(略)	(略)
	直線軸の全長について測定したときの位置決め精度［別表第２の３貨物省令第４６条第二号ロ（一）、（二）及び（三）中の位置決め精度の測定方法］	(略)	
	(略)	(略)	(略)
	別表第２の３貨物省令第４６条第三号イ（二）中のスピンドル	(略)	
	(略)	(略)	
	別表第２の３貨物省令第４６条第四号中の部分品		(略)
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

（８）　(略)

	貨物省令第４０条第二号中の部分品		
エ	(略)	(略)	
	別表第２の３貨物省令第４３条第二号中の工作機械	(略)	
	(略)	(略)	(略)
	直線軸の全長について測定したときの位置決め精度［別表第２の３貨物省令第４３条第二号ロ（一）、（二）及び（三）中の位置決め精度の測定方法］	(略)	
	(略)	(略)	(略)
	別表第２の３貨物省令第４３条第三号イ（二）中のスピンドル	(略)	
	(略)	(略)	
	別表第２の３貨物省令第４３条第四号中の部分品		(略)
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

（７）　(略)

（別紙２）

「包括輸出承認取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括輸出承認取扱要領（平成２６年３月１４日付け輸出注意事項２６第６号）

改　正　後	現　行
別紙１ （１）包括輸出承認に係る仕向地 ①　甲地域 アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コードジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、ＥＵ、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ	別紙１ （１）包括輸出承認に係る仕向地 ①　甲地域 アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コードジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、ＥＵ、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

別紙２

表１　一般包括輸出承認の条件

一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用
（１）～（４）　（略） （５）以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。 ①～③　（略） ④ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域（令和４年経済産業省告示第４５号）に限る。）を仕向地とする輸出又はベラルーシを仕向地とする輸出であって、経済産業大臣が告示で指定する者（令和４年経済産業省告示第４６号）との直接又は間接の取引による場合 （６）・（７）　（略）	（略）

表２　（略）

別紙２

表１　一般包括輸出承認の条件

一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用
（１）～（４）　（略） （５）以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。 ①～③　（略） （新設） （６）・（７）　（略）	（略）

表２　（略）

（別紙３）

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ベラルーシ、ロシア又はウクライナを仕向地とする輸出承認について（令和４年３月１５日付け輸出注意事項２０２２第１０号）

改　正　後	現　行
１　適用品目等 （１）輸出令別表第２の３に掲げる貨物（同表第一号の二、第二号フからモまで、同表第二号の二及び第三号に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの （２）～（５）（略）	１　適用品目等 （１）輸出令別表第２の３に掲げる貨物（同表第二号フからモまで、同表第二号の二及び第三号に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とするもの （２）～（５）（略）

（別紙３）

「大量破壊兵器及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「大量破壊兵器及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成２４年４月２日付け輸出注意事項２４第２４号）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
（略）
１　輸出者が確認すべき事項
（略）
（１）・（２）　（略）
（３）核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例
１）核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例
（略）
なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないよう、輸出者等において（４）及び（５）の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。
<table>
<tr><th>品目</th><th>懸念される用途</th></tr>
<tr><td>１．・２．（略）
３．三塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)(75-09-2)、Ｎ，Ｎ－ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、イソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、金属ナトリウム(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2)、アセトン(67-64-1)、アンチモン(7440-36-0)、ヒ素(7440-38-2)、三酸化二ヒ素(1327-53-3)、ビス（2-クロロエチル）エチルアミン塩酸塩(3590-07-6)、ビス（2-クロロエチル）メチルアミン塩酸塩(55-86-7)、ベンジル(134-81-6)、ベンズアルデヒド(100-52-7)、ベンゾイン(119-53-9)、1-ブロモ-2-クロロエタン(107-04-0)、塩素(7782-50-5)、ジエチルエーテル(60-29-7)、ジメチルエーテル(115-10-6)、Ｎ，Ｎ-ジメチルアミノエタノール(108-01-0)、ジシクロヘキシルアミン(101-83-7)、エチレン(74-85-1)、1,2-ジクロロエタン(別名 二塩化エチレン)(107-06-2)、エチレングリコールモノメチルエーテル(109-86-4)、ブロモエタン(別名 臭化エチル)(74-96-4)、クロロエタン(別名 塩化エチル)(75-00-3)、</td><td>（略）
化学兵器</td></tr>
</table>
</td><td>
（略）
１　輸出者が確認すべき事項
（略）
（１）・（２）　（略）
（３）核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例
１）核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例
（略）
なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないよう、輸出者等において（４）及び（５）の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。
<table>
<tr><th>品目</th><th>懸念される用途</th></tr>
<tr><td>１．・２．（略）
３．塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、Ｎ，Ｎ－ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2)、アセトン(67-64-1)、アンチモン(7440-36-0)、砒素(7440-38-2)、三酸化二砒素(1327-53-3)、ビス（2-クロロエチル）エチルアミン塩酸塩(3590-07-6)、ビス（2-クロロエチル）メチルアミン塩酸塩(55-86-7)、ベンジル(134-81-6)、ベンズアルデヒド(100-52-7)、ベンゾイン(119-53-9)、1-ブロモ-2-クロロエタン(107-04-0)、塩素(7782-50-5)、ジエチルエーテル(60-29-7)、ジメチルエーテル(115-10-6)、Ｎ，Ｎ-ジメチルエタノールアミン(108-01-0)、ジシクロヘキシルアミン(101-83-7)、エチレン(74-85-1)、二塩化エチレン(107-06-2)、エチレングリコールモノメチルエーテル(109-86-4)、エチルブロマイド(74-96-4)、塩化エチル(75-00-3)、エチルアミン(75-04-7)、酸化エチレン(75-21-8)、フルオロアパタイト(1306-05-4)、</td><td>（略）
化学兵器</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

エチルアミン(75-04-7)、酸化エチレン(75-21-8)、フルオロアパタイト(1306-05-4)、ヘキサメチレンテトラミン(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロパノール(濃度が 95%以上のものに限る。)(67-63-0)、マンデル酸(90-64-2)、メチルアミン(74-89-5)、ブロモメタン(別名 臭化メチル)(74-83-9)、クロロメタン(別名 塩化メチル)(74-87-3)、ヨウ化メチル(74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(別名 エタンジオール)(107-21-1)、ニトロメタン(75-52-5)、シュウ酸ジクロリド(別名 塩化オキサリル)(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム(1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、2-メチルキノリン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、亜リン酸トリブチル(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル(1606-96-8)、トリス(2-クロロエチル)アミン塩酸塩(817-09-4)、次亜塩素酸ナトリウム(7681-52-9)、三酸化硫黄(7446-11-9)、黄りん(12185-10-3)、赤りん(7723-14-0)		ヘキサメチレンテトラミン(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピルアルコール(濃度が 95%以上のもの)(67-63-0)、マンデル酸(90-64-2)、メチルアミン(74-89-5)、メチルブロマイド(74-83-9)、塩化メチル(74-87-3)、ヨウ化メチル(74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(107-21-1)、ニトロメタン(75-52-5)、オキサルクロリド(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム(1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、キナルジン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリ-n-ブチルホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル(1606-96-8)、塩化トリス(2-クロロエチル)アンモニウム(817-09-4)、次亜塩素酸ナトリウム(7681-52-9)、無水硫酸(7446-11-9)、黄リン(12185-10-3)、赤リン(7723-14-0)	
４．ジエチレントリアミン(111-40-0)	化学兵器	４．ジエチレントリアミン(111-40-0)	化学兵器
５．ブチリルコリンエステラーゼ、3-ジメチルカルバモイルオキシ-1-メチルピリジニウムブロミド(別名 臭化ピリドスチグミン)(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)	化学兵器	５．ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)	化学兵器
６．～12.（略）		６．～12.（略）	
13. クロルアルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）	化学兵器	13. 塩素-アルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）	化学兵器
14. チタン電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器	14. チタン電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器
15. ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器	15. ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器
16. チタン-ニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器	16. チタン-ニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器
17. アスベストの隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器	17. アスベストの隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器
18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、クロルアルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器	18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	化学兵器
19. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、クロル	化学兵器	19. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、塩素-	化学兵器

アルカリ電解槽に使用するように設計したもの 20. （略） 21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-ジメチル-1-ブテン(558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-ジメチルプロピルクロリド(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6)、N-メチルジエタノールアミン(105-59-9)、メチルジエタノールアミン塩酸塩(54060-15-0)、メタノール(67-56-1)、エタノール(64-17-5)、1-ブタノール(71-36-3)、2-ブタノール(78-92-2)、イソブタノール(78-83-1)、ターシャリーブタノール(75-65-0)、シクロヘキサノール(108-93-0)、ジエチルアンモニウム＝クロリド(660-68-4)、ジイソプロピルアミン-塩酸塩(819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩(1193-65-3)、3-キヌクリジノール塩酸塩(6238-13-7)、(R)-3-キヌクリジノール塩酸塩(42437-96-7)、2-(ジエチルアミノ)エタノール塩酸塩（N,N-ジエチルアミノエタノール塩酸塩）(14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)	化学兵器

アルカリ電解槽に使用するように設計したもの 20. （略） 21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-ジメチル-1-ブテン(558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-ジメチルプロピルクロリド(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-クロロ-3-メチルブタン(631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6)、N-メチルジエタノールアミン(105-59-9)、メチルジエタノールアミン塩酸塩(54060-15-0)、メタノール(67-56-1)、エタノール(64-17-5)、1-ブタノール(71-36-3)、2-ブタノール(78-92-2)、イソブタノール(78-83-1)、2-メチルプロパン-2-オール(75-65-0)、シクロヘキサノール(108-93-0)、ジエチルアンモニウム＝クロリド(660-68-4)、ジイソプロピルアミン-塩酸塩(819-79-4)、キヌクリジン-3-オン塩酸塩(1193-65-3)、3-キヌクリジノール塩酸塩(6238-13-7)、(R)-3-キヌクリジノール塩酸塩(42437-96-7)、2-(ジエチルアミノ)エタノール塩酸塩（N,N-ジエチルアミノエタノール塩酸塩）(14426-20-1)、2-ジイソプロピルアミノエタノール塩酸塩(63051-68-3)	化学兵器